

弊社従業員代表者決定のお知らせ

従業員の皆様へ

弊社従業員代表者決定のお知らせ

京都建工株式会社では、2022年4月1日から2023年3月31日迄の1年間に、

下記の締結の手続きをする際の従業員過半数代表として、

下記の方が選任されましたのでお知らせします。

記

■従業員過半数代表者

山本 達也

■対象となる労使協定

1. 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

ご不明点がございましたらご連絡くださいませ。

以上